

川越市ひとり親家庭等医療費支給条例

(平成四年九月二十九日条例第十九号)

(目的)

第一条 この条例は、ひとり親家庭等に対し、医療費の一部を支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立を支援し、もってひとり親家庭等の福祉の増進を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第二条 この条例において「児童」とは、零歳から十八歳に達した日の属する年度の末日までの間にある者及び二十歳未満の者で規則で定める程度の障害の状態にあるものをいう。

2 この条例において「ひとり親家庭」とは、次の各号のいずれかに該当する児童(規則で定める状態にある児童を除く。)の父がその児童を監護し、かつ、これと生計を同じくする又は母がその児童を監護する家庭をいう。

- 一 父母が婚姻を解消した児童
- 二 父又は母が死亡した児童
- 三 父又は母が規則で定める程度の障害の状態にある児童
- 四 父又は母の生死が明らかでない児童
- 五 前各号に準ずる状態にある児童で規則で定めるもの

3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持する者であって、その児童の父母並びに児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の三第八項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者(以下「小規模住居型児童養育事業を行う者」という。)及び同法第六条の四第一項に規定する里親(以下「里親」という。)以外のものをいう。

- 一 父母が死亡した児童
- 二 母が監護しない又は母がない前項各号のいずれかに該当する児童
- 三 父が監護しないか、若しくはこれと生計を同じくしない又は父がない前項各号のいずれかに該当する児童

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、「配偶者」

には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「婚姻」には、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含むものとする。

5 この条例において「医療保険各法」とは、国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）及び規則で定める社会保険各法をいう。

6 この条例において「一部負担金」とは、医療保険各法その他の規定による医療に係る給付の対象となった療養に要する費用の額から医療保険各法その他の規定による当該医療に係る給付、他の法令の規定による当該医療に係る給付及び医療保険各法による当該医療に係る附加給付並びに国又は地方公共団体の施策による当該医療に係る給付を控除した額をいう。

（対象者）

第三条 この条例により医療費の支給を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する次の各号のいずれかに該当する者であつて、医療保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者及び被扶養者とする。

一 ひとり親家庭の父又は母及び児童

二 養育者及び養育者が養育する前条第三項各号に掲げる児童

2 同一の児童について、父、母又は養育者のうち、二人以上が対象者となるときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者は、対象者としなない。

一 父及び母のいずれもが対象者となる場合又は父及び養育者のいずれもが対象者となる場合 父

二 母及び養育者のいずれもが対象者となる場合 養育者

3 第一項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、対象者としなない。

一 生活保護法（昭和二十五年法律第一百四十四号）の規定による保護を受けている者

二 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）によ

る支援給付（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成十九年法律第百二十七号）附則第四条第一項、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第百六号。以下この号において「平成二十五年改正法」という。）附則第二条第一項及び第二項の規定によりなお従前の例によることとされた平成二十五年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第一項並びに平成二十五年改正法附則第二条第三項に規定する支援給付を含む。）を受けている者

三 規則で定める施設に入所している者

四 小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親に委託されている者

五 規則で定める医療費支給事業により医療費の支給を受けることができる者

（所得制限）

第四条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、対象者としな~~い~~。

一 対象者の属するひとり親家庭の父又は母及び養育者（以下「ひとり親等」という。）の前年の所得（一月から六月までの間に新たに第五条第一項に規定する申請をする場合にあっては、前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和四十年法律第三十三号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに当該ひとり親等の扶養親族等でない児童でひとり親等が当該所得のあった年の十二月三十一日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

二 ひとり親等の配偶者の所得又はそのひとり親等の民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百七十七条第一項に規定する扶養義務者でそのひとり親等と生計を同じくするものの所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるとき。

三 前二号に規定する所得が、税の申告を行わないこと等により確認できないとき。

2 災害により規則で定める損害を受けた者については、前項の規定を適用しない。

3 第一項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

(受給者証の交付)

第五条 医療費の支給を受けようとするひとり親等は、その家庭に属する対象者について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による医療費の支給を受ける資格を証する受給者証の交付を受けなければならない。

2 市長は、前項において対象者でないと決定したときは、規則で定めるところにより、申請者に通知するものとする。

(支給の範囲)

第六条 市長は、この条例による医療費の支給を受ける資格を有する者（以下「受給者」という。）の一部負担金から次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額の自己負担金（以下「自己負担金」という。）を控除した額（以下「ひとり親家庭等医療費」という。）を支給する。ただし、受給者の責めにより過分の自己負担があるときは、その額についてはひとり親家庭等医療費の支給の対象としない。

一 入院以外の場合 一の医療機関ごとに同一の月につき千円。ただし、当該医療機関における当該月の一部負担金が千円を超えない場合は、当該一部負担金に相当する額とする。

二 入院の場合 一の医療機関ごとに一日につき千二百円。ただし、当該医療機関における一日の一部負担金が千二百円を超えない場合は、当該一部負担金に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる一部負担金については、自己負担金を控除しない。

一 受給者のうち児童を除く者について当該療養のあった月の属する年度（当該療養のあった月が四月又は五月の場合にあつては、前年度）分の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）が課されないとき（所得の申告をしないことにより同税が課されていない場合を除く。）、又は市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税が免除され

ているときの当該受給者に係る医療費の一部負担金

二 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第三項各号に規定する薬局に係る一部負担金

三 治療用装具の制作に係る一部負担金

（支給の方法）

第七条 市長は、ひとり親等からの申請に基づき、ひとり親家庭等医療費を支給するものとする。

（届出義務）

第八条 ひとり親等は、第五条第一項の規定により申請した事項に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

2 ひとり親等は、その家庭に属する受給者の現況について、規則で定めるところにより、市長に届け出なければならない。

（譲渡又は担保の禁止）

第九条 受給者は、ひとり親家庭等医療費の支給を受ける権利を、譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償との調整）

第十条 医療を受ける事由が第三者の行為によって生じた場合において、受給者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その価額の限度において、ひとり親家庭等医療費の全部若しくは一部を支給せず、又は既に支給したひとり親家庭等医療費の額に相当する金額を返還させることができる。

（ひとり親家庭等医療費の返還）

第十一条 市長は、偽りその他不正の行為により、ひとり親家庭等医療費の支給を受けた者があるとき、他の法令等により医療費の支給を受けた者があるとき、又は一部負担金の変更その他の理由により過払いが生じたときは、その者から当該支給を受けた額の全部又は一部を返還させることができる。

（委任）

第十二条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成五年一月一日から施行する。

附 則（平成六年九月二七日条例第二六号）

この条例は、平成六年十月一日から施行する。

附 則（平成九年九月二九日条例第一六号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市ひとり親家庭等医療費支給条例（以下「改正後の条例」という。）第六条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。
- 3 施行日から平成九年九月三十日までの間の医療に係る改正後の条例第六条の規定による支給額の算定については、同条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 平成九年九月分のひとり親家庭等医療費の支給額については、改正後の条例第六条の規定を適用することとした場合の同月分のひとり親家庭等医療費の支給額が、前項の規定により算定されたひとり親家庭等医療費の支給額を上回ることとなる場合は、改正後の条例第六条の規定により算定した額とする。
- 5 施行日から平成十一年三月三十一日までの間における改正後の条例第六条の適用については、同条第二号中「老人保健法第二十八条第一項第二号に規定する一部負担金に相当する額」とあるのは、施行日から平成十年三月三十一日までの間は「一日につき千円」と、平成十年四月一日から平成十一年三月三十一日までの間は「一日につき千百円」とする。

附 則（平成一〇年六月二三日条例第二二号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第三条第一項の規定は、平成十年一月一日から適用する。

附 則（平成一二年一二月二一日条例第四三号）抄

- 1 この条例は、平成十三年一月一日から施行する。
- 3 施行日前に行われた医療に係る川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定による医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年一二月二一日条例第三八号）

- 1 この条例は、平成十四年一月一日から施行する。
- 2 この条例による改正後の川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、この条例の施行の日以後の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年一二月二四日条例第四九号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第六条第二項第三号の改正規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- 2 改正後の第六条第二項第三号の規定は、平成十五年四月一日以後に行われた医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、同日前に行われた医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年三月二四日条例第五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二〇年三月二一日条例第一二号）抄

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則（平成二〇年三月三一日条例第一五号）抄

- 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。
- 4 第三条の規定による改正後の川越市ひとり親家庭等医療費支給条例の規定は、施行日以後の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給について適用し、施行日前の医療に係るひとり親家庭等医療費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成二〇年九月二五日条例第三〇号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二一年三月二五日条例第七号）

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二二年九月二四日条例第二七号）

- 1 この条例は、平成二十二年十月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の際現に受給者証の交付を受けている者に係るひとり親家庭等医療費については、平成二十二年十二月三十一日までに行われた医療に

関しては、なお従前の例による。

附 則（平成二四年三月一六日条例第一二号）

この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。ただし、第四条第一項第一号及び第六条第二項第一号の改正規定、第十一条を第十二条とする改正規定、第十条の改正規定並びに同条を第十一条とし、第九条の次に一条を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年一〇月一日条例第六二号）

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。